

英領植民地時代の印度に於ける教育

—大学と中等教育を中心として—

清 水 慶 秀

I 英国の印度に於ける教育政策の概観

英国の印度統治草創時代に於ける統治方針は印度在来の社会文化をそのまま維持存続し、之を破壊に導くが如き事を免めてさけ、殊に宗教及び宗教的風習の非難排斥を厳禁し、カースト制度、早婚、寡婦の殉死の如き旧習をを敢えて妨げず、土民の風習をあくまで尊重し、統治者に対する反感を抱く事を避けるにあつた。その当時英国は印度をして实际的に植民地としての利用を發揮せんが為に、又政治的支配基礎確立の為に領土的拡張をなしつつあつた時であり、不必要な社会不安の醸成は極力之を回避していた時代であつたからである。

従つてその教育事業は自主政策⁽¹⁾に基づき専ら印度教、回教の僧侶学者に委ねられ、印度に於て学校を設立するに当つては、まず回教徒、印度教のそれぞれの教育機関の育成に意を用い、従来の印度文化の開発を目指していたものである。即ち1781年ヘスチングス総督 (Hastings) は回教徒の要請に基づき回教徒の司法官養成とペルシヤ語 (Persian)、アラビヤ語 (Arabic) の研究を目的とするカルカッタ回教徒専門学校 —印度に於ける最初の官立専門学校— を設立し、次いで1792年コーンウォリス総督 (Corn-Wallis) の時代に、ヒンズー法及びヒンズー文化とその宗教開拓を目的とする官立のサンスクリット語 (Sanskrit) 専門学校が設立され、古来の伝統を重んじ、容易に外来文化に同化し得ない印度人に対して、ヨーロッパの教育を移植する事なく、その用語政策に於ても英語使用を強要せず、あくまで土語尊重の方針であつた。

しかしながら当時初等教育と目されるべきものは、印度人個人の塾式による教育、即ち印度教徒の子弟は**パトサラ** (Pathshala)⁽²⁾、回教徒の子弟は**マクタブ** (Maktab)⁽³⁾ の如きものに

- (1) 植民地政策でいう自主政策とは本国の文化によつて 原住民の思想信仰を 改作するが如きは不可なりとし、植民地の特殊事情を尊重するものである。
- (2)(3) パトサラ、マクタブは共にわが国に於ける寺小屋式教育に類するもので普通寺院や教会に附属し、教師は僧侶であつた。

限られ、その後宣教師の入りこむに及んで、彼等に児童教育が僅かに認められるのみであった。

これらは生活に必須なる实际的知識を授ける組織的学校教育ではなく、その教授内容もそれぞれの宗教的色彩が濃厚であり、普通教育ではなかつたのである。

当時の教育が宗教教育に限られ、普通教育に対する機関がみられなかつたのは、一つは印度の村落共同体とカースト制による身分的階級秩序の維持に基づく全社会の停滞性であり、今一つは印度の如く宗教、種族、階級の錯雑した社会では、生徒をして一堂に会する事は不可能であり、又学校は土民の政治的野心を挑発し、他日会社の支配を排斥する動因となる事を主張して、土民教育を回避してきた東印度会社の方策に由来するものである。⁽⁴⁾

英国自身の問題としてイギリスが印度の教育問題に関して積極的態度を示して来たのは、東印度会社の統治権が英国々王に返還された1833年以後の事である。印度統治権が政府によつて行使されるや、印度政府は中央財政の確立、国内関税の撤廃、海関税率の統一等を断行した。この事は市場の安定性を増大し、封建的諸侯は取除かれて国内市場は益々拡大し、英国人の仕事を補佐すべき印度人知識階級の必要が起つたのである。

ここに英語による原住民教育の必要性が強く認められ、1835年マコーレー (Macaulay)⁽⁵⁾の進言によつて英語教育が政府の方針として、当時のベンチング総督 (Bentings) によつて承認されたのである。これは英国統治者が植民地政策の拠りどころとしている自主政策の中で、一時的ではあつたが英語教育による同化政策を行つた事を示している。⁽⁶⁾

マコーレーは当時の梵語やアラビア語による教育法は時代錯誤であるとして、むしろ英語によつて土民の知識開発を図る事が肝要である事を強調し、その為に主要都市に英語を教育する学校を設立すべき事を総督に建言した。彼は新時代の印度文化建設は新たに土語文学の開発でなければならないとして、その為には一部土民に相当程度の高いヨーロッパの新知識を施す事の必要を唱えたのであつた。⁽⁷⁾従つてマコーレーの英語教育は一般庶民に基礎的知識を授けるものではなく、一部少数の者に英語とヨーロッパの新知識を授けるものであり、就学の範囲は勢い特殊階級のみ限定されたのである。

(4) ジョセフ・シャイラー著 檜岡徹訳 印度に於ける土人教育問題 p. 7.

(5) マコーレーは1833年の印度統治法による参事会の最初の法律委員、後に教育制度調査委員長の職にあつた人である。

(6) 同化政策とは植民地を本国の延長として取扱い、本国と植民地という如き差別を排除すべしとするものである。

(7) 印度に於ける英語教育発達の推進力となつたものはマコーレーの外に印度人 ラム・モーハン・ロイ (Ram Mohan Ray) と英国人デビッド・ヘアー (David Hare) の業績がある。

ベンチングによつて承認された英語教育は、次いで立つたオークランド総督の継承するところとなり、彼が英語を普及せしめる為に採用した教育方法が所謂「濾過政策」(Filtration Policy)として知られているものである。この方法は比較的少数の知識階級に英語を教育し、この教育をうけた人々により教育を大衆の間に濾過滲透せしめるものであり、決して印度大衆を対象とするものではなく、一部の恵まれた印度人に英国式教育を施すものであつた。⁽⁸⁾

印度に於ける教育制度が逆立ちになつているピラミッドにたとえられている程、初等教育が永年にわたつてゆるがせにされ、中等教育、高等教育に重点がおかれたのは、英国が積極的にして最初にとりあげた教育政策が英語教育によるこの濾過政策であつた事によるものである。けだし植民地教育に於て初等教育、中等教育、高等教育の何れに重点をおくべきかは、「その教育の対象を大衆におくか、又は植民地行政に必要な下級官吏にとどめるか、ないしは本国人に必要な農工商等に関する雇人の養成を主とするかによつて決定される」⁽⁹⁾からである。

1837年オークランド総督は従来公用語として使用されて来たペルシヤ語を廃して英語を以つて之に代え、更に英語を解する印度人は民族、宗教の差別を問わず採用する事とし、1840年に官吏採用の一条件として英語修得者たるべき事が規定された。その結果公用語としてのペルシヤ語の廃止を予期しなかつた回教徒は、彼等による彼等の教育に対する熱を著しく冷却し、当初の回教や印度教の僧侶に委ねられていたアラビヤ語やペルシヤ語による教育も頗る衰退をきたしたのである。

ベンチング及びオークランド総督の二代にわたる英語教育は結局一部上層階級に限られ、彼等が期待した土民大衆の教育水準を高めなかつたし、又印度人の自発的教育要望熱もみられず、反つて回教徒は英語教育は将来キリスト教化される憂あるものとして之を嫌忌した⁽¹⁰⁾のであつた。

かかる民族的性格を無視せる英語教育に対して強く主張され、要望されたのが土語教育による初等教育であり、教育制度の確立である。

これらの要望に沿うために作られたのが1854年政府の承認するところとなつたウッド(Sir Chales Wood)の起草になる初等教育より大学教育に至る教育制度案である。これは又1853年イギリス議会に於て東印度会社最後の改正に際し、印度の事情を調査した結果、

(8) Sir Philip Hartog : Some Aspect of Indian Education Past and Present, p. 13.

(9) 東亜研究所イギリスの対印度教育政策 p. 11.

(10) Sir Philip Hartog : ibid. p. 14.

印度に於ける教育の進歩が意外にも緩慢なる事が発見され、組織的な教育制度の確立によって各階層にわたり教育の普及を図り、その組織的發展を企図した最初のものであつた。

ウツドの根本政策の主なもの、教育行政上印度の数箇地方に教育局を設けること、中央州の都市に大学を設置すること、各種学校の教員養成所を設立すること。現在の中学校、専門学校を維持し必要に応じてこれが増設を計ること、初等教育制度を確立すること、政府の助成金制度を創設すること等である。

時の総督タルハウジーはこの計画の完成には20年の歳月と国民的努力を要すると言ひ従来英語教育は持続するとしても、印度の開発にはまず土語を通じて教育を一層土民の生活に近づけるにありとし、土語による学校教育を全土に拡めることを第一義とし、大衆教育の徹底を企図したのである。

かくて1854年を期として英国の印度に於ける教育政策は一応土語教育に轉換され、植民地は植民地としての特殊事情を發展させるとともに、本国と植民地との緊密なる連携の下に文化的使命を果さんとする並立政策とよばれる教育政策がとられたのである。

1854年以降、政府は不断に土語による庶民教育—初等教育に最も重きをおき、関心を示してきたが之に対する印度人の態度は一部社会改革者以外は極めて冷淡であり、その普及は遅々として進まなかつたのである。

その理由としては第一には拙劣なる教授法、授業料制定、学校設備の不完全等があげられる。即ち文化水準の低い土民中より新らしき文化の推進力となりうる進歩的な教師を得る事の困難と初等学校の約6割が所謂単級学校 (single-teacher school) であつた。これは学校経営を政府補助金に仰ぎ、外に授業料の収入によつて経営するもので、町村或いは個人経営の学校であつた。補助金による学校政策は英国の植民地教育政策の特徴をなすものであり、之により広大な地域とぼう大な人口に対する教育の滲透を図つたのである。初等学校は大體ごく質素な煉瓦造り又は茅葺であり、教員は二学級乃至四学級を同時に受持つており、僅か二学級しかもつていない学校が多かつたのである。

第二の原因は、民族と共に印度に於ける言語的種差の甚だしきからくる困難な言語政策の問題である。殊に土語教育と並行して行われた英語教育の実施は土民子弟が徒らに英語教育を憧憬し、土語教育の發展を著しく阻害した。これは支配民族の言語である英語が被支配民族の言語に優先し、1837年以来英語が公用語として使用され、又1840年以後官吏採用の一条件として英語の修得が規定されたからである。

(11) 1931年の国勢調査では250種の土語が報ぜられている。

第三にあげられる根本的な原因は土民の生活難である。即ち英国商業資本の侵攻による印度社会の疲弊、飢饉の頻発は彼等土民の生活を極度に貧困ならしめ、彼等はその生計中に授業料やその他の教育費の余裕を見出し得なかつたのである。従つて彼等の生活にあつては児童の労働も又収入源のひとつとして重きをなしており、自然児童の就学を拒否しなければならなかつた。僅かに中等教育、高等教育をうけるに充分な資力を有する者で、将来官吏志望の一部段階の子弟のみが矢張り就学するに止まつたのである。

II 大学教育

大学の沿革

印度に於ける大学の発展史は1854年 Sir Chales Wood が初等教育より大学に至る教育制度を立案した時より始まる。即ち1854年政府の承認するところとなつたこの覚書の根本政策は、教育行政機関の設置、総督直轄の州 (ベンガル、マドラス、ボンベイ) の都市に於ける大学の設置、各種学校の教育養成所の設立、土語中学校の増加及び必要に応じての生徒数の増加、初等教育制度の創設等がこれである。

この覚書にもとずいてベンガル (Bengal)、マドラス (Madras)、ボンベイ (Bombay) 各州に大学が設置されることになり、1857年印度に於て初めて カルカッタ (Calcutta)、マドラス、ボンベイ の三大学が創設されるに至つたのである。ただしこれらの大学は専門学校の統合機関及び試験機関としての役目を有するものであり、大学自身の講義は行わず、従つて大学固有の施設、教職員、学生等は有していなかつたのである。

創立当初のこれらの印度は各地に散在するカレッヂの一群より成り、これらのカレッヂを連絡統制し、その卒業者に対して学力認定試験を行い、合格者には一定の資格を授与する機関であつた。同時にこれら一群のカレッヂに関する入学資格を決定し、その学科課程を認定し、その他各種の試験を規定するなど大学所属のカレッヂに対する一種の教育行政機関たるの役割を演じていた。

かくの如き一群の学外カレッヂは Affiliated College と云はれ、Affiliated College より成る大学は Affiliating University と称せられて、大学固有の講義を行う Teaching University とは一応区別されていたのである。1857年 Affiliating University として創設されたカルカッタ大学も1904年の改正により Affiliating and Teaching University となり、大学としての授業も行つている。

(1) これらの三大学は昔のロンドン大学をモデルとして作られたものであつた。

かくして1857年はじめてカルカッタ、マドラス、ボンベイの三大学をえた印度はその後30年間にパンジャブ (Punjab) 及び アラハバード (Allahabad) の二大学を⁽²⁾設立し、これは何れも **Affiliating University** であつた。更にその後の30年間 (1887年~1917年) には大学教育に対する要望の切なるにも不拘、大学の新設は行わず、専ら所属カレッジの拡充強化⁽³⁾によつてその需要を満たしていた。従つて1917年には各大学が有していた所属カレッジの数及びその収容生徒数は増加し、極めて龍大なものとなつていた。所属カレッジの数はカルカッタ大学が53、ボンベイ大学が17、マドラス大学が53、パンジャブ大学が24、アラハバード大学が33となつている。収容生徒数はカルカッタ大学28,618名、ボンベイ大学8,001名、マドラス大学10,216名、パンジャブ大学6,558名、アラハバード大学7,807名となつている。⁽⁴⁾

ところで印度に於ける大学制度の発達上きわめて重要な改革を我々は1902年に設けられた大学委員会の報告書に基づくカーゾン卿 (Lord Courzon) の大学制度改革 (1904年大学令公布) と1917年に設けられたカルカッタ大学委員会の報告書及び建議書に基づく1919年の改革 (大学令改正) に見ることが出来るのである。

カーゾン卿の大学改革

上述した如く大学も5校を数え、所属カレッジ及び生徒数の増大するに及んで、大学の組織が幾多の欠陥を有することが漸次明らかとなり、1902年カーゾン総督は大学改造の意図をもつて大学委員会を任命し、大学専門学校の調査をなさしめ、かれ自ら之に参加し、審議をつくした。⁽⁵⁾

この成果が1904年政府の承認するところとなり、同年3月印度大学条令 (India University Act) ⁽⁶⁾として公表されたのである。この大学令の主たる目的は大学に対する総督の支配権の強化、学校及びカレッジに対する大学の支配の確立にあり、大学職制の改革とこれを純粹の研究機関たらしめることにあつた。

大学の職制は普通総長 (Chancellor)、副総長 (Vice-Chancellor)、評議員 (Fellow of Senate) の順序であり、総長は総督又は州知事を以つて任じ、副総長は総長の指命により高等法院判事をもつてこれにあてている。評議員も大部分は総長の指命 (8割まで) であり、

(2) パンジャブ大学は1882年に、アラハバード大学は1887年に設立された。

(3) 大学所属 college の拡充強化策はカーゾン卿の1904年の大学令にもとづくものである。

(4) India Year-Book 1934~5による。文部省教育調査部南方圏の教育359頁所載

(5) この委員会は各大学及び教育上の重要都市を視察し、併せて日本に於いてヨーロッパの教育制度を如何に導入したかに就て研究している。

(6) ジョセフ・シヤイレ著 橋岡徹訳 印度に於ける土人教育問題 p. 50.

一部は大学卒業者から選挙されるのである。しかし政府の側に於いてこの任命を取消しうる権限を保留していた。かくの如く総長、副総長は共に官吏より任命され、且つ名誉職であり事実上の大学の運営者は評議員であつた。評議員はこの中より理事を選定し、実際の事務を執り、総長、副総長が共に教育には未経験者であつた如く、理事、評議員の大多数も教育には未経験であつた。

そこでカーゾン卿の大学改革の主眼点は理事会と評議員会を教務に従事する者たらしめんとしたものである。理事会は評議員会の決議事項の執行機関であつたが、この改革では専門学校監督のために新たに大学に視学制度を設置してこれを理事会の権限に属せしめんとし、その前提として従来教育には全く未経験者であつた評議員をこの後教育経験者をもつて任ずることに改めたのである。更にまた評議員の数及び任命に限定を付し、今までの終身在職を廃し、任期を5年間に限定した⁽⁷⁾。これは大学評議員会はその当初は殆んど英人であつたが、漸次印度人評議員が多数を占めるに至り、評議員の質的低下を来し、印度人議員が大学管轄内にあるカレッヂと特殊関係を結び教育上の弊害をかもし出していたからである。

カーゾン卿は大学職制の改革以外に、印度の大学が単に行政機関として、将又試験機関として存在する事に満足せず、大学を専門学校以上の高等教育機関として保持すべきことを決議した。この改正は大学に於て行われる専門学校卒業者の試験に影響を及ぼし、試験の標準が引きあげられ、従つて専門学校の教育程度もこれに応じて高くなつたのである。又この改正では大学は直接講義を行う機能を得、また政府の認可を得てその教職員を任命しうることとし、その任命しうる範囲を所属カレッヂの卒業者を收容する大学学部課程 (post graduate work and research) の教職員に限つている。更に大学が一定地域外にある学校と連絡 (所属) することを防止するため、各大学にはその地域的限界を定めている。

カルカッタ大学委員会 (1919年の大学改革)

次にカルカッタ大学委員会についてみれば、この委員会はカルカッタ大学の改革と併せて印度に於ける大学教育制度改革の意図の下に、1917年政府がサー・ミカエル・サドラ (Sir Michael Sadler) を主班に任命して出来たものである。この委員会は1年5ヶ月の永い月日を費して大学の諸制度を調査し、5巻よりなる報告書を1919年8月発表した。これは1920年1月印度政府により全幅的に承認され、じご印度教育の指針となつた。

この報告書が改革の要点として指摘している事項は印度の大学の根本的な欠陥は優秀なる学生が集中しないこと、大学入学の志望が一般に就職の手段のためであり、研究は第二義的

(7) ジョセフ・シヤイレ著 檜岡徹訳 印度に於ける土人教育問題 p. 52.

であること、機械的な試験制度が学生の知識向上に何等の効果もないこと、印度人の大学教師が一般に程度が低いこと等であり、又これらの欠陥を除去するために大学を国家管理の下に置き、各州の政府と大学に教育に関する勧告事項を与えて州教育発達に資し、特に財政的な援助と他国よりの学者の招へいに対し国家の精力的援助を要望し、もつてその貴重な機能を遂行しうるようにすべき事を説いている⁽⁸⁾。なおこの委員会は従来大学では英語のみを使用していたものをじご土語を以つて主とすることを決議しており、この事は英国式大学より印度的なものに転換したのものとして印度大学史上劃期的な事となっている。更に大学所属のカレッジの現制度に於ける欠陥を除去するために、一箇所に集約された総合大学 (Unitary University) の結成を決議しており、印度大学中最も完備した近代的 Unitary University であるダツカ大学⁽¹⁰⁾ (Dacca) はこの指示にもとづいて1921年に設立されたものである。

大学の数的発展とその機構

かくの如き二つの大学改革の大学令の公布に前後して印度に於ける大学の数は急激に増加され、1916年にはベナレス (Benares)、マイソール (Mysore) の両大学、1917年にはパटना大学 (Patna)、1918年にはハイデラバード大学 (Hyderabad)、1920年にはアリガール大学 (Aligarh)、1921年 ダツカ大学 (Dacca)、1922年にはデーリー大学 (Delhi)、1923年にはナグプール大学 (Nagpur)、1926年にはアンドラ (Andura)、1927年にはアグラ (Agra) 1929年にはアンナマライ (Annamalai) の諸大学が相次いで新設され、1932年にはその数18となっている。これらの大学を分類すると Affiliating Type に属するもの3大学、Teaching Type に属するもの4大学、Unitary Type に属するもの6大学、Affiliating and Teaching Type に属するもの5大学となっている⁽¹¹⁾。

さて大学の機構、入学、卒業、その他の事項についてはもとより各大学により少なからず趣を異にしているが、その典型として印度に於ける最大且つ最古の大学であるカルカッタ大学を例にして一瞥してみたい。

印度に於ける初期の大学がカレッジの一群より成り、単に資格認定並びに学位授与の機関

(8) The Year Book of Education, 1938, p. 439.

(9) The Year Book of Education, 1937, p. 475.

(10) Unitary type の大学である。敷地約一平方哩、大小の建築物百余り、寄宿舎の設備三つあり、図書館は約10万冊に近い図書を蔵し、この外に M・A 学生のため小図書館も附設されており、印度の大学中で一番完備した近代的組織の大学である。1937年の統計では学生数は文科848人、理科283人、法科138人、教育97人、計1366人となっている。

(11) India Year-Book 1934~5による。文部省教育調査部南方圏の教育 363~4頁所載

にすぎなかつたことはすでに述べて来た通りであるが、カルカッタ大学も亦その例外をなすものではなく1857年 **Affiliating University** として創立され、1904年カーゾン卿の大学令の改正により、**Teaching University** として授業を行い、教職員を任命し、教育基金を保管し、授業及び研究に必要な諸施設並びに諸規定を作ることの権限を与えられ、ここに大学は所属カレッジの外に大学固有の授業を行うに至つたのである。⁽¹²⁾

この大学固有の授業は大学の授業 (**Post-Graduate Teaching**) と称せられ、所属カレッジのそれと一応区別されていた。1932年の統計ではカルカッタ大学の大学のは **239**、所属カレッジは **1320**となつており、その生徒数は大学のが **1257**人、所属カレッジが **25,303**人となつている。⁽¹³⁾

大学の機構としては、大学本部に総長、副総長、評議員よりなり、これらをもつて理事会 (**Senate**) が結成されている。理事会は大学の経営団体であり、文、理、法、医、工の五科に分れている。⁽¹⁴⁾ 評議員15名の中7名は所属カレッジの長または教授でなければならず、尙学部の授業は大学の名に於て、大学の支配のもとに行われ、このために文科及び理科の二つの委員会 (**Councils**) がある。

大学へ入学せんとする者は大学によつて施行される大学入学資格試験 (**Matriculation Examination**)、又はこれと同等と認められる試験に合格しなければならない。大学入学資格試験の科目は英語 (2 単位)、数学、土語、古典語を必須とし、更に印度史等 8 科目の中から 2 科目を選択受験しなければならない。そして総点数の40%以上を得た者を合格者としている。

大学に入学を許可されたものは中間試験 (**Intermediate Examination**)⁽¹⁵⁾ までに 2 箇年、更にバチエラー試験 (**Bachelor of Art**)⁽¹⁶⁾ まで 2 箇年、マスター (**Master of Art**) を取らんとする者は更に 2 箇年を必要とし、マスター試験⁽¹⁷⁾ に於て合格した者であつて、その後 3

(12) 従つて **Culcutta** 大学は1904年以後、**Affiliating and Teaching Type** の大学となつた。

(13) **India Year-Book** 1934-5 による。南方圏の教育 p. 363所載

(14) 同 上

(15) 中間試験は大学入学より 2 箇年後に行われ、その科目 (単位) は英語(2)、土語(1)、選択科目(3)となつている。平均40%以上のものが合格となる。

(16) **B・A**試験は中間試験より 2 箇年後に行われ、その科目 (単位) は英語、土語及び選択科目(2)となつている。**B・A**学位には普通学位 (**Pass Degree**) と専攻学位 (**Honours Degree**) との区別があり、普通学位の場合には英語(3)、土語(1)、専攻学位の場合には英語(6)、土語なしとなつている。合格点は普通学位が1000点満点中の360点、専攻学位が468点である。

(17) **M・A**試験は英語をはじめとして20数科目について行われ、合格点は **B・A**試験と同じである。

簡年を経過し、ドクター試験に合格した者が大学委員会の認可を経て D. Ph (Doctor of Philosophy) の称号が与えられることになっている。この試験は論文、副論文の提出、又は必要に応じて筆記、口頭の試験または実地試験が行われる。⁽¹⁸⁾

次に進級状態はカルカッタ大学に例をとれば、Bachelor of Art と Bachelor of Science 試験の合格率は1917年50%、1926年41%、1936年64.2%となっている。⁽¹⁹⁾ 試験の合格率がこのように低いのは、多数の大学が設立され、これに伴って学生数が膨脹した結果、これらの学生の中には無力なものが多数包容されていたからである。これらの無力な学生の多くは学位試験で落されていた。1936年度に於ける全印度の大学に於ける試験の合格率は大学資格試験55.6%、文科中間試験 49.3%、理科中間試験 52.6%、B・A試験(普通学位) 52.8%、(専攻学位) 74.9%、B・Sc 試験(普通学位) 64.1%、(専攻学位) 80.1%、M・A試験 71.4%、M・Sc 試験79.8%となっている。⁽²⁰⁾

さて1857年カルカッタ、マドラス、ボンベイの三大学が設置されて以来、大学の増設と共にその卒業生の数も年々増加し、1936年度の統計では19,040名の卒業生を社会に送り出している。しかしながらこれに対して官庁、会社、工場数はこれらの卒業生の収容には不十分であり、従って知識階級の失業者を続出していった。⁽²¹⁾ その結果大学に於てヨーロッパの新知識を注入されたこれらの卒業生は、新しい印度人の知識層を形成し、英国の支配下を脱して政治的実権を掌握し、自治権を獲得せんとする民族運動の中心層となるか、或は無気力なインテリ族となっていたのである。元来印度統治者は伝統的に印度人の行政府の参加を忌避し、れの代り教育方面に多くの地位を与えて一応政治の枢要に関係することを避けて来た。特にカーゾン卿の大学改革以後、従来教師の大部分を占めていた外人教師は漸次減少し、これに代るに印度人教師が頗る増加するに至つたのである。⁽²²⁾ これらの印度人教師によつて社会に送

(18) 以上の説明は単に文科系統に属するものであり、印度の各大学に於ける試験、学位称号の種類は多種多様であり、各大学によつて異つている。

(19) Bureau of Education, India 1938 より算出。英国の対印度教育政策 p. 65所載

(20) B・Sc は Bachelor of Science, M・Sc は Master of Science
Education in India 1935-6 による。南方圏の教育 p. 368所載

(21) Bureau of Education, India 1938より算出。英国の対印度教育政策 p. 68所載
学科別では 文科・理科14,151、法科2,444、医科551、工科317、教育967、商科428、農科167、其の他の学科15、計19,040となっている。

(22) The Year Book of Education, 1937, p. 477。大学卒業生の失業は社会問題にまで発展し、1934年3月デリーで開催された大学会議に於て議題となっている。

(23) ジョセフ・シヤイレー著 檜岡徹訳 前掲書 p. 48

り出された学生達は、徒らに政治批判と空理空論を事とするようになり、印度の統治者にとつてはその統治の妨害となるのみであつた。カーゾン卿の大学改革に対しても、当時の国民会議派の指導者達は、大学改革の意図は英国式教育を受けた印度人が社会運動に走り、且つ高等教育を受ける者が増大する傾向にあるのを阻害しようとするものであり、印度民族の昂揚を阻止するものである。更にそれは大学を官庁化するものであると評して猛烈な反対運動を起こしている。

かくの如く知識階級の失業者を続出するまでに大学教育が盛んになつたのは、所謂濾過政策に於て明らかに見られるように、英国の教育政策が決して印度人大衆を対象とするものではなく、一部の恵まれた印度人に英国式教育を施すのが目的であり、そしてこれら一部の人々を通じて欧州文化を大衆に滲透しようとする意図によるものであつた。その結果一方に於ては大学教育を振興し、又優秀な大学卒業者を英本国の大学に入学させて極力印度人の英国化教育に意を用いながらも、他方に於ては初等教育に対する政策上の改革⁽²⁴⁾を行つたものの、これを極めて消極的に取扱い、かれらを永く文盲のままに放置していたのである。⁽²⁵⁾

Ⅲ 中 等 教 育

印度に於ける一般的教育段階は、各州に於て実際行われているものは多少変容されているが、大体次のように区分されうる。⁽¹⁾

6才—10才 (4 箇年)	初等期 (Primary stage)	} Secondary Education
10才—14才 (4 箇年)	中等期 (Middle stage)	
14才—16才 (2 箇年)	高等期 (High stage)	
16才以後	大学期 (University stage)	

(1) 中間課程 (2 箇年) (Intermediate course)

(2) 学位課程 (2 箇年) (Degree course) Bachelor 学位授与

(3) 研究科課程 (2 箇年) (Post-graduate course) Master 学位授与

従つて印度に於ける中等教育とは中等期と高等期に跨り、所謂下級中学校 (Middle school) とハイスクール (High school) を含み、初等教育を終えてから大学に入学するまでの教育をいうのである。

②④ 拙稿〔日本教育学会中国四国支部会編教育学研究紀要第一巻〕を参照

②⑤ 1921年の国勢調査による男女別の文盲百分比は男85.6%、女98%

(1) 文部省教育調査部、南方圏の教育 p. 372-3.

中等教育の沿革

中等教育の沿革は1835年 マコレー (Macaulay) の進言によつて英語教育が政府の方針として、当時のベンチング総督によつて承認された時に始まる。即ち当時にあつては東洋学教育機関⁽²⁾以外には高等教育機関はなく、従つて英語教育を施す所として設立された中等学校が最高学府であり、官吏、教師、その他専門的に亘る教育は総て中等学校で授けられ、その学科内容も広汎にわたり、程度も高かつたのである。

然るに1854年ウッド (Sir Chales Wood) による初等教育より大学に至るまでの教育制度の立案により、専門学校が設立されるに至つて、これまでの中等学校の目的に一大転換を来たし、従来官吏、教師、その他専門的知識養成を任務としてきた中等学校は、この後専ら社会有能の人材養成のための高等普通教育を授くる所として新たな発足をしたのである。特に注目すべきことは、この時期に於てイギリスの印度に対する中等教育政策が土語による教育に一応転換したと見られることである。即ち1854年時の総督タルハウジーは従来の英語教育はこれを持続するとしても、印度の開発にはまず土語を通じて教育を一層土民に近づけるにあるとし、英語教育に基ずく濾過滲透法 (Filtration Policy) はカースト制度から生ずる印度人間の差別観念という大きな障害を無視するものであると主張した。そして土語による学校教育を拓めることに努め、土語の初等学校、中等学校の増設を図つたのである。⁽³⁾

然し、1835年以來の英語教育の実施と、1837年従来公用語として使用されて来たペルシャ語を廃して英語をもつてこれに代え、更には1840年に官吏採用の必須条件として英語の修得者たることが規定されていたので、原住民子弟の多くが英語教育を憧憬し、土語による中等教育の成果は上らなかつたのである。そこで更に中等教育に一大改革を加えたのが、大学の改革と同じく1904年のカーゾン卿 (Lord Courzon) の改革であり、1919年のサドラー (Sir Michael Sadler) を中心とするカルカッタ大学委員会の改革である。

カーゾン総督は、中等教育は社会の中堅階級層の人物養成が目的であるとして、中等教育の充実と普及こそ社会発展の大きな要素であると考え、中等学校創設以來始めての改革を行つたのである。即ち彼は農、工、商業の発達促進に貢献すべき人間の養成を強調し、そのために都市或は農村の実情に即した中等学校の設立を促し、これまでの文学偏重をさけて、農、工、商業に関する技術、工芸の如き實際生活に必要な学科目を教える実業教育を奨励し

(2) 1781年に設立されたカルカッタ回教徒専門学校、1792年設立のサンスクリット専門学校等がある。

(3) 土語中等学校はすべて中等期の中学校 (middle school) だけであつて、高等期の high school はなかつた。従つて印度に於ける中学校は英語を教授用語とする英語中学校と、土語を教授用語とする土語中学校に分類される。

た。また彼は教授用語としての英語がその目的を逸脱して文法、単語の研究にとらわれ、且つ大学予備校のような状態にあることに留意して、教授用語としての英語は上級に於てはこれを維持し、下級にあつては土語を使用させるようにしたのである。この後英語を教授用語としていた英語中等学校も下級では土語が使用され、上級に於てのみ英語を使用することとなった。

その後大学改革を目的とするカルカッタ大学委員も、大学教育は勿論のこと、中等教育の問題についても調査し、その改革を唱えた。⁽⁴⁾それは中等教育機関は一個の完結した中等教育本来の自的に向かつて進むべきことを勧告し、中等教育が大学予備的存在であつてはならないことを強調している。しかしながら多くの印度人子弟の中等学校入學目的が、将来大学を卒業して官途に就かんとする野心的な計画に発足していたので、これらの改革は容易には徹底せず、中等学校は依然として大学入學の準備として英語研究が主要目的のようになっていた。それは大学入學試験がすべて英語でなされていたことが最大の原因であつたのである。中等学校生徒の大部分が大学を目指しておる限り、彼等がその準備のため専ら英語の修得にのみ努力するのは当然のことであつた。

中等学校の発展と学科目

中学校の設立については1919年の印度統治法改革以前は必要に応じて中央政府が設立することとしていたが、多くは経営主体を市町村又は個人に依拠する方針をとり、監督権のみを中央政府が持ち、一応中央政府統轄下におく方針を維持して来た。しかし改革後は、教育行政が州の責任となつたので、州政府は中等学校に対しては地方庁の経営に中心をおき、これと併行して州政府補助金による学校経営に力を注ぎ、更に州政府による官立中等学校も毎年増設し、主要都市に於ては市経営の中等学校設立を奨励し、私立中等学校の増設をも計つてその普及に努力したのであつた。従つて印度の中等学校は設立者によつて官立、県立、市立、補助学校、非補助学校（私立学校）に区別され、学科目やその内容が州教育局の規定に準拠している公認中等学校と、政府の規定によらず宗教々育或は特殊教育を施すことを目的とする非公認中等学校とに分類される。

-
- (4) この傾向は大学が設立されて以来、中等学校が専門的知識を受く可き準備機関としての役割を課せられた為に一層強くなつていた。
- (5) *The Year Book of Education*, 1937, p. 475
- (6) 第一次大戦中英国に対して果した軍事的貢献を巡つて、印度人の自治制への要望が急速に高まり、民族運動が益々熾烈の度を加えてきたので、1919年12月ある程度の州責任制を認める改革案を施行した。この結果、英国人子弟以外の教育行政に関する一切の責任は州政府に移管された。

学校数は1927年、官立418、県立407、市立223、補助学校3,388、非補助学校1,209、計5,645校が、1936年に至る九年間に官立479、県立5,400、市立373、補助学校5,038、非補助学校1,173、計12,463校と増加している。⁽⁷⁾翌1937年には学校総数12,975校をかぞえ、生徒数は2,129,322人となつている。⁽⁸⁾

学科目は主として大学資格試験の要求する科目が中等学校に於て修むべき科目となり、州或は学校によつて異なるが、英語、数学、歴史、地理、物理、化学、生物学、植物学、動物学、地質学、古典語(梵語、巴里語)等がある。これらの科目の中、歴史と理科についての教授法的一端を見ると、日常生活に直接関係する理科の如きものも往々にしてノートするだけの無味乾燥なものであり、歴史教育は単に地図、系譜、戦争事項の暗記に止まり、世界歴史の発展、人間事象の意味の把握力に乏しいものであつた。⁽⁹⁾これらの大学資格試験を目標とする学科目の外に、一層実際的な目標をもち、商業その他の職業陶冶を行う科目がある。これはカーゾン卿の実業教育の奨励以来、都市の中学校に於ける商工業の科目、農村の土語中学校に於ける農業科目である。実際的効果を期待したこれらの実業科目は、農業、園芸、木工、簿記、紡績、裁縫、籠作り、絵画等多方面に亘つたものであつた。

次に中等教育に於ける試験は、中学課程(middle school)から高等学校課程(High school)への進級は勿論試験によつて決定されるが、一番重要な試験は Matriculation Examination である。この試験は大学監督の下に行はれる公式の試験であつて、中等学校修了後即ち High school 卒業者に課せられるもので、中等学校卒業試験であると同時に大学入学資格試験を兼ねるものであつた。従つてこの試験の合格者には大学の2箇年の中間課程(Intermediate college)の入学資格を附与される。1936年の Matriculation Examination 合格者は37,215人、合格率は56.5%となつている。⁽¹⁰⁾又この試験の合格は就職の場合一つの特典にもなるものであつた。そのために中等学校生徒の勉強の目的がこの試験の合格に集中され、而も従来英語によつて行はれた為、すでに述べて来たように中等教育は勢い英語の準備教育から脱却することが仲々困難であつたのである。1835年 Macaulay が唱えた英語教育の目的とは遠く離れて、印度人の英語研究の目的は、欧米文化の研究、理解よりも、むしろ生活への足場、又は官途へのパスポートを獲得せんとするにあつたのである。

多数の異民族を包容し、各自の民族語により言語的種差が甚だしく、標準語が確立してい

(7) Hartog Report, 1929, Education in India 1935-6 による。英国の対印度教育政策 p. 78 所載

(8) India Year Book, 1937-9 による。英国の対印度教育政策 p. 86 所載

(9) Sir Philip Hartog: ibid. p. 43.

(10) Education in India, 1935-6 より算出。英国の対印度教育政策 p. 85 所載

- ・ 英領植民地時代の印度に於ける教育 —大学と中等教育を中心として— (清水)

なかつた印度に於て、英国がその植民地政策上支配民族の言語である英語を司法、行政、軍事上の公用語とし、英語万能の気風をもたらしたことは、一面に於て印度民族と他民族との政治的文化的諸関係に一定の進歩的な機能を有していたとは云え、中等教育の改革によつて、更には初等教育の進歩によつて一大障害となつていたのである。

参 考 文 献

- (1) P. Monroe : *Cyclopedia of Education*.
- (2) *The Year Book of Education*, The University of London Institute of Education 1937, 1938.
- (3) *Educational Year Book*. Columbia University 1932, 1933, 1937, 1938, 1939.
- (4) Sir Philip Hartog : *Some Aspects of Indian Education Past and Present*, Oxford University 1939.
- (5) Dr. A.D.A. De Kat Angelino : *Colonial Policy*. Martinus Nijhoff 1931, p. 244-253, p. 379-397.
- (6) Moehlman : *Comparative Education*, Dryden Press 1952, p. 459-523.
- (7) Joseph Chailley 著「印度に於ける土人教育問題」橋岡徹訳。
- (8) 東亜研究所：イギリスの対印度教育政策 昭和16年。
- (9) 文部省教育調査部：南方圏の教育 昭和17年。
- (10) Herbert Theodor Becker 著「列国の植民地教育政策」鈴木福一、西原茂正訳 昭和18年。
- (11) 植民地、従属国の歴史 三一書房 昭和29年。